

令和 年 月 日

確 約 書

群馬県中古自動車販売協会

会 長 神 保 文 明 殿

住 所

氏名又は名称

印

電 話 番 号

丙種受託者の名において行う方法により、当該自動車の提示に代えて、完成検査終了証、自動車予備検査証、抹消登録証明書等の提出により新規登録を受ける場合、及び変更登録又は移転登録を受ける場合に必要となる封印の取付け作業を行うにあたり、下記のとおり確約します。

記

1. 封印の取扱いに際しては、貴殿の使者として封印の取付けを行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするときには、封印受領書の他に、新車新規では完検証（写）、中古新規では譲渡証明書（写）及び保安基準適合証（写）、予備検査では予備検証（写）、管轄変更では譲渡証明書を提出します。
3. 封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印については、取付け年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。
4. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
5. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
6. 受け渡しを受けた封印については、適正に取り扱うと共に、問題が生じたときには、その責に任じます。
7. 正当な理由により、貴殿から封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときは、それに従います。

以上